

# 女性と老後

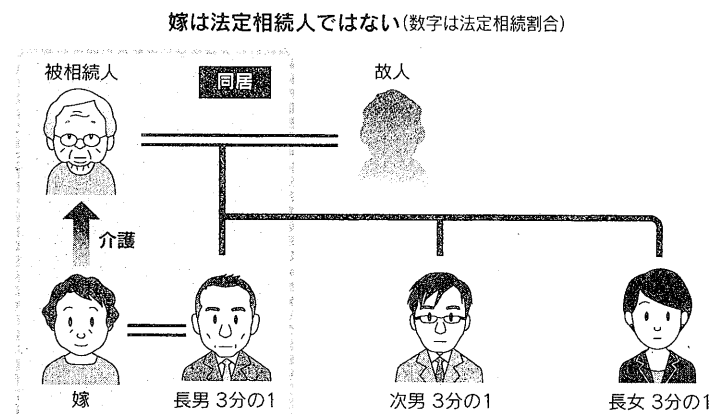
高齢者の介護は多くの苦勞があるが、それが遺産分割で報われることは少ない。一般に介護の当事者でなかった相続人の理解を得るのが難しく、親族は互いに助け合って暮らすという民法上の義務もあるからだ。義理の親と同居して献身的に介護をした嫁でも、いざ相続が発生すると理不尽な思いをすることがあるのが現実。ただ遺言を活用したり、養子縁組してもらったりすれば介護の苦勞が報われる可能性もある。

「それって私のことよね」  
——。首都圏在住の主婦、柳沢洋子さん(仮名、58)は昨年11月、夫の健さん(同、60)とともに出かけた金融機関の相続セミナーではっとさせられた。「お嫁さんが義理の親を介護していると、相続でもめやすいですよ。遺産が自宅しかない場合は注意してください」という講師の声が耳を離れなかった。

柳沢さんは義理の母である貞子さん(同、93)名義の家に同居して身の回りの世話をしていた。90歳を超えて足腰が衰えた貞子さんの介護は気が抜けない。これまで「嫁だから仕方がない」と考えてきたが、相続で住む家を手放かもしれないと知り、心中穏やかで居られなくなった。

貞子さんの法定相続人は同居する長男の健さんと、離れて暮らす次男(57)、長女(55)の3人。財産は自宅のほかは預貯金が少しあるだけで、仮

## 介護の功 報われるには



夫から水向ける  
妻の不安を察した健さんは

「介護しているのだから遺言で家をください」と頼むのは極めて難しい。

民法では、亡くなった人の生前の財産の形成や維持に貢献をした相続人は、その相当額を「寄与分」として特別に相続できる。しかし、遺産分割協議で法定相続人でない嫁が寄与分を直接、主張することはできない。生前に打てる

に次男と長女がそれぞれ法定相続分を主張すると、家を売却して現金を分けるか、健さんが弟妹の相続分の現金を用立てるしかない。貞子さんが遺言を書いてくれればいいが「介護しているのだから遺言で家をください」と頼むのは極めて難しい。

生前の財産の形成や維持に貢献をした相続人は、その相当額を「寄与分」として特別に相続できる。しかし、遺産分割協議で法定相続人でない嫁が寄与分を直接、主張することはできない。生前に打てる

嫁が介護の苦勞を相続で報いてもらうには…

介護期間中	遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫が法定相続分を上回る相続</li> <li>法定相続人でない嫁に遺贈</li> </ul>
	養子縁組	嫁が法定相続人に
	生命保険	嫁を受取人に。相続財産とは別に確保
相続発生	寄与分主張	介護日誌、領収書などの記録も
遺産分割協議	裁判	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護2以上、期間1年以上</li> <li>最大でも遺産の2割</li> <li>介護保険報酬などから算出</li> </ul>
家裁の調停・審判	周囲のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫からの感謝</li> <li>子どもからのねぎらい</li> </ul>
精神的な立ち直り		

## 遺言・養子…嫁が相続人に

「同居の受益」相殺  
家裁の審判では「要介護2以上の被相続人を少なくとも1年間、自宅で自ら介護していなければ寄与分は認められない」(さすぎ法律事務所)の北村亮典弁護士という目安がある。具体的な金額は介護保険の報酬などを基に算出されるが、遺産全体に占める割合は「最大でも2割」(同)

一方、共同相続人の理解を得られず、相続で理不尽な思いをするかもしれない。複雑な感情を抑えて平穏な日々を取り戻すにはどうすればいいか。精神科医の備瀬哲氏は「その人の周りに話を聞いてサポートしてくれる人がいることが重要」と指摘する。

「外食も旅行もせずと頑張っていたよね。ずっと見ていたよ」。同居していた義理の母の相続で寄与分が全く認められなかった都内在住の戸田聡子さん(同、60)は、長男(35)のねぎらいの言葉で立ち直ることができた。

介護事業者と違って、親族による介護は経済取引ではなく、寄与分は苦勞に報いる手段の一つではない。介護を相続トラブルの火種にしないためには、お互いの気持ちを思いやる親族関係を築いていくことが欠かせない。

手は柳沢さん夫婦のような遺言作成のほか、養子縁組、生命保険などがあるが、そうした話を切り出すこと自体が「カネ自当で…」という誤解を招くリスクがある。そもそも日々の介護に追われてそこまで考える余裕がないのが現実かもしれない。

「どうして分かってくれないの」。都内在住の高橋明美さん(同、60)は叫びたくなる思いを抱えている。夫の博さん(同、61)とともに自宅を介護してきた義理の母の相続が2011年に発生。遺言は作成しておらず、博さんは遺産分割協議で約5年間にわたる介護の寄与分を主張したが、共同相続人の妹(57)はこれを拒否。逆に「使途不明金が1千万円もある」と主張してきたのだ。兄妹の争いは家庭裁判所での調停手続きに入っている。

1千万円は介護保険の限度額を上回るサービス利用や有料